

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した重度心身障害者手当受給資格消滅処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、平成 28 年 10 月 31 日付けでした重度心身障害者手当受給資格消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

条例 2 条 1 項に基づく別表に定める程度の障害を有しなくなったためとする本件処分の理由が、請求人（正確には代理人）には全く分からない。本人の状態は改善されていない。また、請求人の判定に立ち会った医師の聞き取りが、一方的で 20～30 分にも満たず、医師の印象だけで本件処分がなされている。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 2月16日	諮問
平成29年 4月21日	審議（第8回第2部会）
平成29年 5月23日	審議（第9回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 知事は、必要があると認めたときは、重度手当の受給者が、現に、条例別表に定める程度の重度の障害の状態にあるか否かについて判定を受けさせることができるとされている（条例5条2項）ところ、その認定手続は、所長が上記判定を行った後、その判定結果を知事に報告し（規則7条1項及び2項）、知事は、所長の報告に基づいて受給資格の有無を認定することとされ、その具体的な取扱いについては、東京都重度心身障害者手当取扱要領（昭和48年8月1日48民障福第425号民生局長決定（以下「本件要領」という。））によるものとされている。
- (2) そして、重度手当の支給要件については、条例別表に定める程度の障害のいずれかに該当することが必要とされているところ（条例2条）、請求人については、重度の知的障害を有すると認められることから、条例別表一に定める程度の障害（重度の知的障害であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するもの）に該当するか否か

に関して、受給資格の判定が行われたものである。

- (3) 本件要領によれば、「手当の支給の対象となる重度心身障害者とは、心身に重い障害を有し、かつ日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者をいう。すなわち、一般に重度心身障害者といわれている者（身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度相当者）とは異なり、手帳の診断とは別の観点から特に重いとされた重度心身障害者ともいうべき者」とされている（本件要領第2・3・(1)）。そして、「『常時複雑な介護』とは、日常生活上の諸動作（食事、排泄、移動、着脱衣、その他身辺処理動作）の単純な介助ではなく、家庭内において常に精神的緊張を伴う介護」をいい、「『精神的緊張を伴う介護』とは、障害者の状態になんらかの危険が生じれば、直ちに適切な対処が必要であり、介護者が常に肉体的、精神的に緊張していることが求められる介護をいう」ものとされている（本件要領第2・3・(2)）。
- (4) また、本件要領によれば、条例別表一に規定する対象者は、「重度の知的障害であって、日常生活に常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する者」で、「ア 知的障害が非常に重く、適切な訓練指導を受けても、必要な飲食物の摂取、排泄など、必要最小限の活動について、すべて介護者にゆだねざるを得ない状態」又は「イ 重度の知的障害に加えて、適応行動面で著しい障害が重複し、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態」のいずれかの状態にある者とされている（本件要領第2・3・(3)）。

そして、本件要領第2・3・(3)・イに規定する「適応行動面で著しい障害」とは、具体的には、次の（ア）から（ウ）に掲げるものをいうとされている（東京都重度心身障害者手当における障害要件について（平成11年3月18日付10福障在字第

1238号。東京都福祉局障害福祉部長通知。以下「本件通知」という。))。

(ア) 問題行動

- ・ 激しい自傷、他害、器物損壊など
- ・ 著しい不潔行為（便こね、放尿等）
- ・ 異食、放火、多動を含めた危険認知不十分な行動
- ・ 激しい興奮（パニック、奇声、飛び跳ね、飛び出し等）
- ・ 日常生活に支障をきたす程のこだわり
- ・ 睡眠障害、拒食など生活習慣の著しい偏り

(イ) 精神症状

- ・ 躁鬱の波が激しい
- ・ 分裂病様の奇妙でまとまりのない行動、自発性の低下
- ・ 強迫行動のため日常生活に支障をきたす

(ウ) 難治性のてんかん

(5) なお、本件要領及び本件通知は、条例の解釈、運用の指針として一定の合理性を有するものと認められる。

2 これを本件についてみると、所長は、〇〇医師が作成した本件診断書に基づき本件判定書を作成し、規則7条2項による判定結果の報告を、処分庁に対して行ったことが認められる。

そうすると、請求人が重度手当の支給要件を満たすか否かの判断は、原則として本件判定書に反映されている本件診断書に記載された請求人の知的障害及び精神症状の状況により、条例別表に定める程度の障害があるか否かを検討して行うのが相当と解される。

(1) 本件診断書によれば、請求人は、知的障害については「重度の知的障害を有すると認められる。」（別紙1・1）とされているものの、精神症状については「日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するとは認めら

れない。」（別紙１・２）との診断がなされている。

- (2) そこで、まず、請求人の知的障害及び精神症状についてみると、本件診断書の「知的障害及び精神症状についての所見」（別紙１・３）には、「食事はスプーンで食べる。」、「大便の後始末は不十分」、「危険物の認知は可能」、「飛び出すような危険行為は無く、手も握らず外出している。」、「物を口に入れ確かめてしまうこともあるが、飲みこむことはない。」、「パニックや便こねなども無く」、「現時点では常時複雑な配慮を要するような著しい精神症状や問題行動には至らない」と記載されていることからすると、請求人の精神症状は、平成２３年６月１日付けの重度手当の受給資格の認定日以降、一定の改善が認められ、「必要な飲食物の摂取など、必要最小限の活動について、すべて介護者にゆだねざるを得ない状態」又は「適応行動面で著しい障害が重複し、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態」に至っているとまでは認められない。

そうすると、請求人は、本件要領第２・３・(3)ア又はイのいずれかの状態にある者とはいえず、常時複雑な介護（介護者が常に、肉体的、精神的に緊張していることが求められる介護。本件要領第２・３・(2)）を必要とするような程度に至っているとまで認めることは困難である。

したがって、請求人が、「日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する」（条例別表一）とは認められないとする〇〇医師の診断（別紙１）に、格別不合理な点は認められない。

- (3) 以上のことから、請求人は、条例別表一に定める、重度の知的障害を有するものの、「日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するもの」に該当すると

まで認めることは困難であり、請求人は重度手当の受給資格を有しないものと判断するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

- 3 請求人は、条例2条1項に基づく別表に定める程度の障害を有しなくなったためとする本件処分の理由が請求人（正確には代理人）には全く分からないと主張する。

処分庁は、本件処分の理由を「受給者が条例第2条第1項に基づく別表に定める程度の障害を有しなくなったため」とのみ記載しているため、請求人（請求人の条例11条に規定する代行者を含む）が上記理由の記載のみを根拠にして、本件処分の理由を十分に理解することが困難であることは否定することはできない。

しかし、従前、請求人が条例別表一（重度の知的障害であつて、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するもの）に該当するものとして重度手当の受給資格を得ていたこと、東京都福祉保健局のホームページにおいて、条例別表一の要件について一定の説明がなされていること、判断の過程が医学的な知見を基礎とするものとならざるを得ないこと、これに加えて、上記2のとおり本件処分が法令等に則って適正になされているものであることを併せ考えれば、本件処分の理由付記は十分とは言えないものの、本件処分が違法又は不当となる事由とまでは認められない。

- 4 また、請求人は、判定に立ち会った医師の聞き取りが、一方的で20～30分にも満たず、医師の印象だけで、本件処分がなされていると主張する。

しかし、重度手当の受給資格に係る判定は、本件判定書に反映された本件診断書の記載内容に基づいてなされるべきものであるところ、〇〇医師の診断に格別不合理な点は認められない（上記2・(2)）。また、本件処分は、あくまでも処分庁が、本件診断書

及び本件判定書に基づき、請求人が条例別表一に該当するものと判定すべき要素を欠いていると認定してなされたものである。

したがって、請求人の主張をもって、本件処分を取り消す理由として採用することはできない。

5 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1及び2 (略)